



数の横暴はもう許されな  
い。平和と民主主義、人権  
軽視の安倍内閣を止めよう

## 善意であっても募金など強制寄付は違法 自治会は行政や団体の下請けではない

戦争法案審査が大詰めの2015年8月に、大阪市梅田に本拠を置く月刊ミニコミ紙『新聞うずみ火』に、要旨以下のような文章が掲載された。

「かつて町内会は大政翼賛会の末端組織としての役割を果たしていた。戦後、GHQは解散させたが、その後、行政下請け組織としての町内会は復活し、何らの法的根拠もなく存在している。

そして行政は、今でも町内会を独立組織としながらも、決して名前にあるような“自治”は許さず、各単位自治会を束ねる連合自治会の事務局を自治振興課内に設置、事務方を職員が兼ねるなど公私混同を堂々と行い、行政資料の配布を回覧板などによって行い、都合よく町内会を手足として使っている」

野田市ではどうだろうか。多くは町内会ではなく自治会だが、自

### \* 認可地縁団体

自治会、町内会等広く地域社会全般の維持や形成を目的とした団体・組織のなかでも、地方自治法などに定められた要件を満たし、行政的手続きを経て法人格を得たもの（ウィキペディア）

30日は第5火曜日のため休刊です。

治を發揮しているだろうか。うずみ火にあったように、自治会連合会の事務局は市民生活課に置かれ、公務員である職員が事務を担っている。自立しているなら独自に事務局を置くべきであろうが。

先月ある市民が自治会費に赤十字などの寄付金を上乗せ徴収していないかと質問したところ、回答者名は何と市民生活課長であった。事務局が市民生活課にあるのは

周知の事実だが、あまりに鈍感なのか開き直っているのか、自治体連合会に対する質問の回答を市民生活課長名でするとは恐れている。自治会連合会長名で回答する配慮にすら気づかない。

ただ、ある自治会ではこれまで当然のように一緒に集めていた共同募金などの寄付について、各戸に確認して集金する形に変わった。

## 選挙で自治会推せんは違法性あり

また、各種選挙で自治会推せん候補というものがある。しかし、自治会は思想信条が多様であり、自治会推せんは適法なのか。

たとえば、鳥取県米子市選挙管理委員会は、「自治会などで候補者を推薦してもいいですか？」という設問を設定し、次のように回答している。

「団体や有権者の集会などで一人一人が白紙の状態から相談し、推薦する候補者を決定することは一般に差し支えないこととされています。

しかし、自治会の会員の中にはさまざまな政党や候補者を支持するカタがあり、選挙についての考え方は多種多様です。

選挙は、選挙人一人一人の自由

な意思で投票することが基本です。

自治会などが特定の候補者を推薦することは、個人の政治活動に支障を来したり、投票干渉などで投票の自由が侵害されるおそれがあり、好ましいことではありません。」

これは地方自治法第260条2項の9で、「認可地縁団体\*は、特定の政党のために利用してはならない」とあることからくるものだ。政党公認だけでなく無所属候補といえども推せん等の選挙運動はいけないと理解できるのではないかな。

だから、認可地縁団体ではない一般の自治会も含めて先の米子市選管は好ましくないと表現しているのだろう。

# 違法の余地ある消防後援会費 当たり前に行われているがどうする野田市

多くの自治会から消防団に消防後援会費というものが支払われている。たとえば各戸あたり年 300 円という金額である。

消防団員は仕事を持ち、ほぼボランティアで火災をはじめとした災害の際の出動、それに備える訓練等を行っていることは感謝されるに値する。しかもなり手が少ない昨今である。

一方、消防団員は野田市の準公務員、非常勤特別職員として野田市消防団条例に位置づけられ、定員や任用、報酬等が定められている。

ここで問題になるのは非常勤特別職員がその仕事をするにあたって寄付を受け取れるのかということである。後援会費との名称であっても寄付であることは疑いを入れない。

野田市の一般職員が市民にサービス提供をしたからといって寄付は受け取れない。仮に市民が野田市に感謝して寄付をしようとする場合は、野田市に対して行い、市はその寄付を規則に沿って会計処理をする。

非常勤職員の団体である消防団が消防活動支援の名目で寄付を受けたら、やはり市の会計に入れ、そこからあらためて支出しなければならない。

自治会が関係する消防団に寄付をすることは、一面の共同募金等の寄付同様の問題も起こる。仮に消防団活動資金が不足なら、それは市がきちんと報酬等で保障すべきである。

たとえば岐阜県山<sup>やまがた</sup>県市では 2013 年度から消防協力金を廃止した。唐津市では 2014 年 1 月に市民から市に対して消防協力費について質問が出され、同市は 5 月に今後は消防協力費を受けないと回答している。

## 横浜地裁判決の影響

これらは平成 22 (2010) 年 3 月 24 日横浜地裁判決で、消防団員に報酬が支払われるようになった条例改正以降は、消防団が本来業務のほか、本来業務との関連が疑われる活動につき、市民等から慰労などの趣旨で直接寄附金を受領することは違法となる余地があると司法判断を示したことによる。

さて、野田市はどうするのか。

## 未来をつくる 7 区市民連合発足 お任せ政治から市民自治政治へ

野田市を含む衆院千葉 7 区における「未来をつくる・千葉 7 区市民連合」が 21 日、流山市内で発足した。

総会に先立ち講演した元我孫子市長の福島浩彦中央学院大学教授は、昨年参議院選挙で市民共同候補として立候補した運動を振り返り、仲間うちにとどまってはならない、国政改革には市民自治確立が必要と強調した。

政党代表の連帯あいさつは、民進党、共産党、新社会党（おさな



み議員)、緑の党、市民ネットワークが行い、自由党からはメッセージが届いた。社民党は欠席した。

活動計画等を決めたのち、153 名の参加者は「未来をつくるのはあなたです」とアピールした。

表 1 6 月議会日程(予定)

期日	開議時刻	会議	主な会議内容
7 日 水	10 時	本会議 開会	会期の決定、議案上程、市政一般報告
14 日 水	10 時	本会議	議案質疑、委員会付託
15 日 木	10 時	本会議	一般質問
16 日 金			
19 日 月			
20 日 火	未定	常任委員会	議案等の審査
21 日 水			
26 日 月	10 時	本会議 閉会	委員長報告、質疑、討論、採決